

第 4 号

令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度熊本県流域下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和6年度	千円 8,440
球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和6年度	6,860
八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和6年度	6,780
熊本北部流域下水道管路保守業務	令和6年度	3,500
球磨川上流流域下水道管路保守業務	令和6年度	3,000
八代北部流域下水道管路保守業務	令和6年度	3,300

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫